

## 須坂市一般廃棄物収集運搬業許可方針

平成 31 年 1 月 1 日より当分の間、一般廃棄物収集運搬業の新規許可は下記の事項に該当しない限り行わない。

1. 他市町村からの依頼により、他市町村の一般廃棄物を須坂市の一般廃棄物処理施設まで運搬し、処分する事が必要と認められる場合。
2. 既存の許可業者において収集運搬が困難な事由又は品目である場合。
3. 須坂市の施策を推進するにあたり、特に必要と認められる場合。
4. 既存の個人許可業者が法人化する場合、又は既存の法人許可業者が合併する場合。